

FPCペット保険 重要事項説明書【契約情報】

■商品の仕組み

当社は、被保険者が負担した診療費が次にかかげる両方にあてはまる場合は、その診療費に対して、本約款に従い保険金を支払います。

- (1) 保険証券等記載のペット(以下、「ペット」といいます。)が傷病を被り、その直接の結果としてペットに対し通院、入院または手術がなされたことによる診療費であること。
- (2) 保険期間中、かつ、日本国内での診療による診療費であること。

■補償内容

当社は、被保険者が負担した診療費から約款第3条に定める保険金を支払わない場合にあってはまる診療費等を差引いた診療費につき、その診療が行われた地において一般に認められる金額に対して、保険証券等記載の支払割合を乗じた額を保険金として支払います。

■保険金をお支払いできない主な場合(※詳しくは約款でご確認ください。)

- ・契約者、被保険者、ペットの飼育者の故意または重大な過失によるもの
- ・この保険契約始期日以前からペットが被っていた身体障害および発症している先天性異常
- ・保険期間中に被った傷病であっても、この保険契約が初年度契約である場合は、傷病の原因が生じたときが保険期間の始まる前である場合の傷病
- ・交配、妊娠、出産、去勢避妊、およびそれらによって生じた症状および傷病 など
- ・疾病予防処置(投薬、ワクチン接種費用等)、マイクロチップ等の埋込費用 など
- ・爪切り(狼爪の除去を含む)、乳歯遺残、停留耵丸、臍ヘルニア、歯石取り、肛門腺絞り、耳掃除、断耳、断尾、睫毛乱生、その他生来の身体に対する処置 など
- ・中国医学(鍼灸等)、インド医学等の西洋医学以外の医療処置、免疫療法、温泉療法、酸素療法、その他代替医療、レーザー治療、減感作療法 など
- ・時間外料金、往診料、個室料、重複診療費、ペットホテル代または預り料、文書料、カルテ登録料、通院可能な場合の入院診療費、2件目以降の初診料 など
- ・入院中の食餌に該当しない食物、療法食、サプリメント、ビタミン等を含む健康食品、すべての医薬部外品、薬事法上の医薬品に該当しない漢方薬
- ・シャンプー又は薬用シャンプー代(ただし、院内での薬浴をのぞきます。)、イヤークリーナー代・カウンセリング、相談料、指導料 など
- ・健康診断、検診または検査後に症状原因または診断名が確定しない場合の検査費用(加療の効果を計るために診療の一環を構成する検査費用は含みません。)

■付加できる主な特約とその概要(※詳しくは約款でご確認ください。)

- ・クレジットカードによる保険料の払込みに関する特約条項
保険料をクレジットカードで払込む場合に適用されます。
- ・口座振替に関する特約条項
保険料を口座振替の方法により一括または分割して払込む場合に適用されます。
- ・郵便局またはコンビニエンスストア等における保険料の払込みに関する特約条項
保険料を郵便局またはコンビニエンスストア等で払込む場合に適用されます。
- ・特定傷病等不担保特約条項
特定傷病等を不担保とし保険契約の引受を行う場合に適用されます。
- ・通信販売に関する特約条項
情報処理機器等の通信手段を媒介として、契約を締結する場合に適用されます。

■保険契約の責任開始期、保険期間

この保険の保険責任は、保険期間の初日の午後4時(保険証券等にてこれと異なる時刻が記載されているときは、その時刻)に始まり、末日の午後4時に終わります。なお、保険期間(補償開始日及び終了日)は、保険証券に記載されています。

■継続契約の自動更新

現存保険契約の保険期間満了日から起算してその日を含めて2ヶ月前までに当社が書面にて通知する継続契約の保険料と契約内容等についての案内に対して、保険契約者から現存保険契約の保険期間満了日から起算してその日を含めて1ヶ月前までに別段の意思がない場合は、継続契約の申込みがあったこととして、書面により案内した保険料と保険内容で継続するものとし、新たに保険証券等を発行します。以後毎年同様とします。

■引受条件、保険金の限度額、保険料に関する事項

当社は、保険の対象となる診療費に対し保険証券等記載の支払割合を乗じた額を保険金として支払います。ただし、下表の通り通院・入院・手術といった診療形態ごとの支払限度額と限度回数(回数)があります。1入院とは、入院から退院までをいいます。

治療区分	限度回数(回数)	支払限度額
通院	30日	1日あたり 12,500円
入院	3入院	1入院あたり 125,000円
手術	1回	1回あたり 100,000円

【保険料】

保険料は、ご加入申込書及び保険証券等に記載されています。なお、継続契約の保険料は、現存保険契約の満期前に書面にて送付する継続契約の保険料と契約内容等についての案内にて通知します。

【保険料の支払方法・払込方法】

保険料は、クレジット払いまたは口座振替でのお支払いとなります。クレジット払いは一時払いのみになります。口座振替の場合は、一時払いか月払いがあります。

■配当金に関する事項 この保険に配当金はありません。

■解約返戻金の有無

保険契約者が保険契約を解除した場合は、当社は、次の算式によって計算した保険料を返還します。(返還保険料 = 保険料 × 別表2(約款記載)に掲げる解約返戻率)

■保険料の払込猶予期間

口座振替に関する特約条項(月払い用)を適用する場合、口座振替日までに保険料の払込みがなかった場合の保険料払込みの猶予期間のことをいい、払込期月の翌月1日から末日までとします。(ただし、初年度契約の第1回保険料には適用しません。)

なお、保険料を一括で受領する場合、保険料の払込猶予期間はありません。

■クーリングオフについて

この保険は保険業法第309条第1項に従いクーリングオフは行いません。

■告知義務について

保険契約者または被保険者になる者は、保険契約の締結の際、当社の定める告知項目について、当社に事実を正確に告げなければなりません。告知項目の内容が事実と異なっている場合には、保険契約を解除させていただくことや保険金をお支払いできないことがあります。なお、告知項目とは、保険契約申込書または告知書の記載事項とすることによって当社が告知を求めたものをいいます。

■保険契約の失効

- (1) ペットが死亡した場合は、保険契約は失効します。
- (2) 保険金が支払限度額に達した場合は、保険契約は失効します。
- (3) 口座振替に関する特約条項(月払い用)を適用する場合、保険契約者が、第2回目以降の分割保険料について払込猶予期間中に払込むことを怠った場合は、保険契約は保険料の払込みがなされたことによって有効に存続した期間を経過した日に遡り失効します。

■保険契約者保護機構

この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約に該当しません。また、同機構が行う資金援助等の措置の適用もありません。

■当社へのご意見・苦情等

当社に対する苦情等の相談窓口として、FPCカスタマーサポート(tel.0120-56-3912 受付時間:10:00～17:00(土日・祝・年末年始を除く))をご利用頂くことができます。

■ADR機構(紛争解決機関)

当社に対する苦情等の第三者相談窓口として、(社)日本少額短期保険協会(tel.0120-82-1144)をご利用頂くことができます。

■補償重複

次表のご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約(ペット保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、可否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。

(補償が重複する可能性のある主な契約)

保険種類	ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
ペット	入院保険金	他のペット保険の「入院保険金」
	通院保険金	他のペット保険の「通院保険金」
	手術保険金	他のペット保険の「手術保険金」

■特に法令等で注意喚起することとされている事項

1. 保険期間中の保険料の増額または保険金の削減等

- (1) 収支状況が予定していたものと比較し著しく悪化した場合は、当社の定めるところにより、この保険期間における残余期間の保険料の増額または保険金の減額を行うことがあります。
- (2) 一時に保険金の支払事由が集中して発生し、保険金支払いのための財源が不足する場合は、当社の定めるところにより、支払限度額を削減して支払うことがあります。

2. 継続契約の契約内容などの見直し等

- (1) 収支状況を検証した結果、保険料の計算基礎を変更する必要がある場合は、当社の定めるところにより、継続契約の保険料の増額または保険金の減額を行うことがあります。
- (2) 収支状況を検証した結果、この保険商品が不採算となった場合は、当社の定めるところにより継続契約を引受けないことがあります。

3. 少額短期保険業の引受範囲

- (1) 損害保険分野については、保険期間2年以内、保険金額1,000万円以下となります。なおこのペット保険の保険期間は、保険証券に記載されています。
- (2) 同一の被保険者について引受けられるすべての保険の保険金合計額は原則1,000万円以内です。
- (3) 同一の保険契約者について引受けられるすべての保険の保険金合計額は10億円以内です。

■その他保険契約者等に参考となる情報

本保険商品には、付帯サービスや直接支払いサービス等はありません。

■支払時情報交換制度

当社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社等の社名につきましては、(社)日本少額短期保険協会ホームページ(<https://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

■情報のお取り扱いに関するご案内

当社は、保険契約に関する個人情報、保険契約の締結もしくは履行・引受および継続・維持管理または当社の取り扱う商品・各種サービスのご案内・ご提供等を行うために取得・利用する他、業務委託先、業務提携先、動物医療機関、他の少額短期保険会社・損害保険会社または再保険会社等に利用・提供することがあります。なお、センシティブ情報の利用目的は、法令により業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。詳細につきましては、株式会社FPCホームページ(<https://www.fpc-pet.co.jp/>)の個人情報保護方針をご覧ください。